



Title	シンポジウム報告者に対するコメント(3)
Author(s)	東山, 寛
Description	2011年度秋季大会シンポジウム共通論題「北海道畑作農業の現段階と可能性」
Citation	フロンティア農業経済研究, 17(2), 51-52
Issue Date	2014-02-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66029
Type	other
File Information	17-2-8_higashiyama.pdf



シンポジウム報告者に対するコメント

北海道大学大学院農学研究院 東 山 寛

戸別所得補償制度は2011年8月9日の「3党合意」により制度の見直しが合意されており、また、10月25日に公表された「わが国の食と農林漁業の再生のための基本方針」では、TPP対応農政の一端としての「直接支払制度の改革」が言及された。制度の揺らぎに直面しているもて、畑作の長期・安定的な展覧を示すことが何よりも重要と考えます。また、北海道からの政策提案も必要です。

平田報告は、畑作に対する基礎的なサポートとしての価格支持政策から品目横断対策（経営所得安定対策）への転換、さらには畑作版戸別所得補償制度への転換を丁寧にトレースされました。座長解題は、経営所得安定対策から戸別所得補償制度への転換に焦点を絞るとされましたが、コメントに先立って申し上げたいのは、直接支払制度を運用する際の鉄則は「不断の漸進の見直し」が必要だということです。それに向けた論点の提示が求められるでしょう。具体的には、以下の5点です。

第1に、この制度を現場がどのように受け止めているか、ということです。これには、数量払いにウェイトを置いたことを評価しつつ、ゲタ（固定払）による不作時の経営安定効果を失うのは惜しい、という両面があるのではないかと思います。後者については、経営変動に対応した経営安定化の仕組みが戸別所得補償制度には欠落しているのではないかと、という鋭い論点が含まれるものと思います。平田報告では「ナラシ+畑作物共済」というアイデアが示されましたが、もう少し具体的なイメージに踏み込んでいただければと思

います。

第2に、制度転換により、作付が変化するのでしょうかです。輪作体系の維持確立は平田報告のキーワードでもあります。それを誘導するはずの作付指標と作付実態の乖離を招いてきた一因であるゲタ（固定払）の廃止により、作付はどのように動くとお考えでしょうか。また、それを埋めるための関連対策が必要だとお考えでしたら、そのアイデアを教えてください。

第3に、産地資金についてです。平田報告は畑作版産地資金の拡充を提言されていますが、2010年に激変緩和措置として創設された産地資金の一部を、北海道はピート・でん原ばれいしょ向けの加算に用いるとしています。水田地帯では、地域の創意工夫を反映した水田農業ビジョンによる転作助成が、戸別所得補償制度の作物限定・面積払いを基本とした助成体系によって硬直的となっている事態が見受けられます。畑作版産地資金はより「創造的な活用」が求められると考えますが、それについてのアイデアがありましたらお聞かせ下さい。

第4に、国際規律（WTOルール）との整合性です。品目横断対策（経営所得安定対策）はWTO農政をひじょうに意識していたわけですが、畑作版戸別所得補償制度は数量払いを基本としています。国際規律との整合性をどのようにお考えでしょうか。自給率向上のためには容認されるとお考えでしょうか。さらに、このこととも関連して、戸別所得補償制度の立法化についてはどのような見通しをお持ちでしょうか。

最後になりますが、第5に、TPP対応農政との

かわりです。戸別所得補償制度は畑作の保護政策の一部となったわけですが、今後のことを考えると、戸別補償の拡充だけでは済まない問題があると思います。原料農産物生産である畑作の場合は、加工業とセットで守る仕組みも必要です。もしゼロ関税のTPPが強行されれば、①保護財源の喪失、②価格引き下げに伴う追加的保護費用の発生、③国際競争力の乏しい加工業への対策、といった困難な問題が同時に発生します。そもそもTPPについては、ひじょうに大きな国民負担がなければ現状の国内生産のレベルが維持できないことを消費者に説明していないのではないか、という問題もあります。今いちど、JAグループのTPP対応農政への立ち位置を教えてください。